

平成 26 年度輸入食品監視指導計画の概要

平成 26 年 1 月
輸入食品安全対策室

【計画本文】（新たに盛り込んだ事項を下線部で示す。）

序 文

平成 25 年度計画に基づく施策の実施状況の概要及び平成 26 年度計画において取り組む施策を記述。

- 計画的な輸出国の対日輸出食品の安全対策に関する制度調査を実施した。
また、牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）等に係る輸出国の安全管理についても現地調査を行った。
- 経済連携協定等を踏まえ、諸外国の食品衛生に係る情報収集及び、輸入動向に応じた監視体制の整備を行う。
- 腸管出血性大腸菌、サルモネラ菌、リステリア菌などの病原微生物に係るモニタリング検査を着実に実施する。
- ポジティブリスト制度を着実に施行するとともに、過去の検査実績等を踏まえた検査の見直しを行う。
- 安全性審査を経ていない遺伝子組換え作物が使用された加工食品が輸入、販売されていた事案を踏まえ、輸入者に自主的な安全管理の推進を徹底するよう指導する。
- BSEについては、現地調査及び輸入時の検査を通じて、輸出国政府が管理する対日輸出プログラムの遵守状況を引き続き検証していくものとする。
- 引き続き、「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）（平成 20 年 6 月 5 日付け食安発第 0605001 号）」に基づき、輸入者に対し輸出国段階における自主的な安全管理を指導するとともに、輸出国における食品安全対策の適正化を推進するため、計画的に対日輸出食品について、輸出国の食品安全に関する制度調査の実施に努めていくこととする。

1 目的

重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって、輸入食品等の一層の安全性確保を図ることを目的とする。

2 適用期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日

3 輸入食品等監視指導の実施についての基本的考え方

食品安全基本法第4条（食品の安全性確保は、国内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸入食品の安全性確保のために、輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの各段階において講じるべき措置の基本的事項について記述。

4 生産地の事情等からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

(1) 輸入届出の確認、(2) モニタリング検査、(3) モニタリング検査以外の行政検査、(4) 検査命令、(5) 包括的輸入禁止措置及び(6) 海外情報等に基づく緊急対応における本省及び検疫所の役割、実施の手順について記述。

5 輸出国における安全対策の推進

輸出国の生産等の段階において法違反を未然に防止するため、輸出国に対する(1) 我が国の食品安全規制の周知、(2) 二国間協議、現地調査等及び(3) 技術協力等の取組について記述。

6 輸入者への自主的な安全管理の実施に係る指導に関する事項

食品安全基本法第8条及び法第3条第1項に規定される食品等事業者の責務に照らし、輸入者に対して自主的な安全管理の推進を図るため、輸入者等に対する(1) 基本的指導事項、(2) 輸入前指導の実施、(3) 輸入前指導による法違反発見時の対応、(4) 自主検査の実施、(5) 輸入食品等の記録の作成及び保存及び(6) 食品安全に関する知識の向上等の指導事項を記述。

7 法違反が判明した場合の対応

(1) 輸入時、(2) 国内流通時の検査等で法違反が発見された場合の対応、(3) 再発防止のための輸入者に対する指導、(4) 法違反を繰り返す輸入者等に対する営業の禁停止処分、(5) 悪質事例の告発及び(6) 違反事例の公表等における本省、検疫所及び都道府県等の連携、実施の手順について記述。

8 国民への情報提供

輸入食品等の安全性確保に関する情報を広く国民へ提供するため、(1) モニタリング計画等に関する情報の提供、(2) 二国間協議及び現地調査等に関する情報の提供、(3) 本計画に基づく監視結果の公表、(4) 食品等の安全に関するリスクコミュニケーションの取組等について記述。

9 その他監視指導の実施のために必要な事項

(1) 食品安全に関する人材の養成、資質の向上、(2) 検疫所が実施する食品等の試験検査等に係る点検に係る取組について記述。